相談支援従事者研修の見直しについて

出典:令和元年度相談支援従事者指導者養成研修会資料

相談支援専門員について(現行)

(基準)

○ 指定計画相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員を配置。

(経緯)

- 障害児(者)地域療育等支援事業等、補助事業による相談支援事業の担い手養成として平成10年より知的、 身体、精神の障害種別毎に障害者ケアマネジメント従事者養成研修が開始された。
- 平成18年施行の障害者自立支援法において、相談支援事業の担い手として相談支援専門員が位置付けられ、 その養成研修として障害者ケアマネジメント従事者養成研修を3障害を統一のものとして改定した相談支援 従事者研修(初任者研修・現任者研修)が実施されることとなった。
- 平成20年には社会保障審議会障害者部会において地域における相談支援体制やケアマネジメントのあり方に対する議論が行われ、障害児支援や地域移行支援等について専門コース別研修(任意研修)を新設し研修体制の充実が図られた。

(現状)

- 指定特定•指定障害児相談支援事業所数
- 上記事業所に配置されている相談支援専門員数
- 9,364箇所(平成29年4月1日現在)
- 19,083人(平成29年4月1日現在)

【相談支援専門員の要件】

実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3~10年)



初年度に 「相談支援従事者 初任者研修」を 受講 (31.5時間)



研修の修了

5年ごとに 「相談支援従事 者現任研修」 を受講 (18時間)



相談支援 専門員 として配置

2

研修の位置付け

基準省令

指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一三厚労令二七) 指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一三厚労令二八) 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一三厚労令二九) (従業者)

〇一般(特定·障害児)相談支援事業所ごとに**専らその職務に従事する相談支援専門員を配置する**。

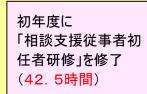
告示

指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(令和元・九・一〇厚労告ーー三) 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二四・三・三〇厚労告二二七) 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二四・三・三〇厚労告二二五)

実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・ 教育の分野における直接支援・相 談支援などの業務における実務経 験(3~10年)







研修の修了

5年ごとに 「相談支援従事者現 任研修」 を修了 (24時間)

通知

相談支援従事者研修事業の実施について(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

- 〇相談支援従事者研修事業実施要綱
- 〇相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- 〇相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ○専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による初任者及び現任研修は<u>標準カリ</u>キュラム以上の内容で実施する。

相談支援専門員の実務経験

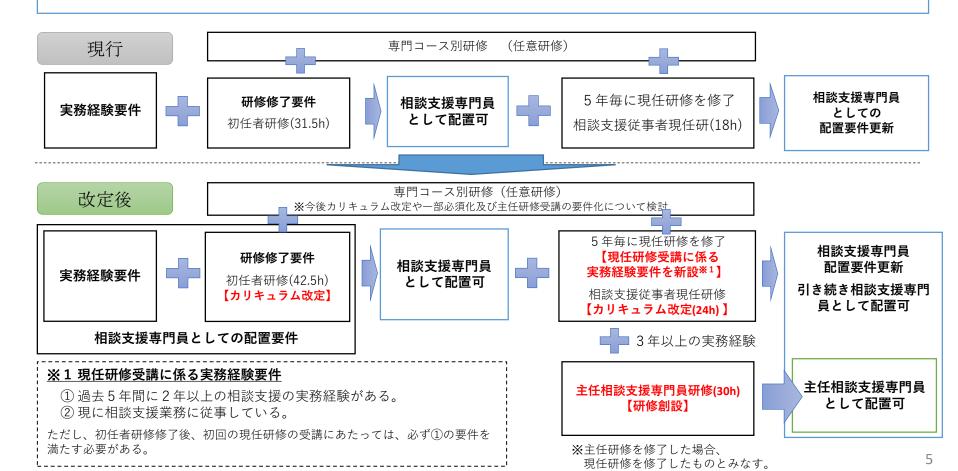
			古水の書	さぶり、	
			並びに変		年数
障害者の保健、	①相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1			
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3)国家資格等※2を有する者 (4)施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上であ		5 年以上	
医 療	業 務	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者			
	,,,	特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者			
福 祉 、		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事す	る者		
就労、教育の分野における支援業務	③介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事す	る者	10年以上	以上
	3有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3)保育士 (4)児童指導員任用資格者		5 年以	LE
	業務	自 等 ——等	上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国 2による業務に5年以上従事している者	家資格等※	3 年以

※1平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

※2国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高い ケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、<u>カリキュラムの内容を現行より</u> <u>充実させる改定を行う</u>。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(※1)を追加。(※経過措置: 旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設**。



主任相談支援専門員養成研修等事業について

令和元年度予算 14.803千円

概要

地域における相談支援等の指導的役割を果たす主任相談支援専門員を養成するための研修を実施するとともに、 主な配置先となる基幹相談支援センターの設置促進・機能強化を図るための方策の検討等を行う。

事業内容等

【事業内容】

- ・主任相談支援専門員養成研修の実施(5日間<u>〔12/9~13: 戸山サンライズ(東京都)〕</u>、参加者200名程度)
- ・基幹相談支援センターにおけるモニタリング効果等の検証手法に関するガイドラインの作成
 - ※平成30年度事業では、基幹相談支援センターの設置促進を図るための取組の好事例等を収集した手引きを作成

【実施主体】 国(民間団体へ委託予定)

(参考)

	事業	H30年度	R1(H31)年度	R2年度	
	主任相談支援専門員養成関係	制 ・主任相談支援専門員 養成テキストの作成	・国による養成実施		
		創 設 	・準備が整い。 都道府県に。	欠第、 よる研修を順次実施	
2.	基幹相談支援センター設	・設置促進のための手引きの作成	・市町村において手引きも活用し、センタ	一の設置を促進	
	置促進関係		モニタリング結果等の検証手法に 関するガイドラインの作成	・ガイドラインを参考に 取組を推進	

相談支援専門員研修の告示別表

	時間数	
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律及び児童福祉法の 概要並びに相談支援従事者の役割に関す る講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
	合計	31.5h

	時間数		
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h	
	地域生活支援事業に関する講義		
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメント の展開に関する講義	2h	
	協議会に関する講義	2h	
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h	
	合計	18h	

	 初任者研修(見直し後)	時間数	
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任 者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセス に関する講義	3.0h	
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h	
講義及 び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h	
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	_	
	合計	42.5h	
	現任研修(見直し後)		
	障害福祉の動向に関する講義	1.5h	
講義	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する 講義	3.0h	
	人材育成の手法に関する講義	1.5h	
講義及 び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h	
	合計	24.0h	

新 設

主任相談支援専門員研修		
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関 する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及 び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
	合計	30.0h

カリキュラム見直しのポイント

- (I) 告示・標準カリキュラムの見直し(獲得目標、学習内容、時間数)
- (2) 教育方法の見直し 厚生労働科学研究・障害者総合福祉推進事業の成果
 - ・主体的かつ参加型の学習方法への転換(学習観の転換)
 - ・演習や実習のさらなる重視
 - •オープンエンドアプローチの視点の導入 cf. 実践場面との整合性
 - 研修全体の連動性の重視
 - 継続的な学びの必要性の強調
 - 研修における実習の導入(初任)や推奨(現任)
 - ・実地教育(OJT)との連動の導入
 - ・スーパービジョンや合議の場の体験等を導入(初任・現任)
 - •自己評価等の導入を推奨(初任・現任)
- → 都道府県における企画立案方法の見直し
 - 検討体制、研修体系、教材開発、講師選定・確保、地域との連動など

見直しのスケジュール

	H29年度	H30年度	R 1 (H31)年度	R 2 年度
初任者研修	都近	道府県による旧カリキュ の研修実施	ラム	都道府県による 新カリキュラム の研修開始
			・カリキュラムの 告示改正 ・新カリキュラム	
			の内容等について周知	
現任研修	都這	道府県による旧カリキュ [・] の研修実施	7	都道府県によ る新カリキュ ラム の研修開始
主任相談支援 専門員研修	・告示新設 ※報酬告示も見直し	国による		整い次第、
			和坦桁県によ	る研修を順次実施/